

船橋市消防指令システム設計業務に係る委託仕様書

1 件名

船橋市消防指令システム設計業務

2 目的

本業務は、船橋市消防指令システム（以下「消防指令システム」）の設計にあたり発注者が策定した船橋市消防指令システム基本計画書（以下「基本計画書」）に基づき、消防指令システム調達の基礎となる資料の作成を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務実施場所

消防局指揮指令課及び指定する場所

5 業務内容及び業務実施における要件

(1) 対象システム

- ① 消防指令システム
- ② 消防業務（0A）システム
- ③ その他上記システムと一体で構築するサブシステム

(2) 業務内容

① 計画準備

基本計画書を熟読し、システム構成と要望・課題事項について整理を行う。

また、課題事項の解決策検討において複数の消防指令システムメーカーから情報を収集し、情報提供を受けた先進技術の有効性の評価を行う。

② 要求事項確認及び整理

要求を確認し、「システム装置構成確認表」と「詳細要望確認表」を作成する。

ヒアリング結果等を踏まえ基本計画書の見直し検討を行い再整理する。

③ 概算費用算出

要求事項確認書をもとに見積条件書を作成し、消防指令システムメーカー等から見積りを徴収し、システム整備予算要求用の概算費用算出を行う。

なお、見積りは令和9年度実施予定のシステム構築業務及び令和10年度以降の保守管理業務について徴収するものとする。

④ システム設置条件書の作成

装置類を新庁舎の指令室及び機械室に設置するための条件及び留意点についてシステム設置条件書として取りまとめ、「システム設置条件書」の作成を行うものとする。

⑤ システム設置個所の調査

消防指令センター及び署所等のシステム設置予定場所について庁舎平面図等を収集し、机上調査及び保守業者へのヒアリングを行い、新システムへの切替方法の検討及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、調査報告書に取りまとめる。

⑥ システム要求水準検討及び調達仕様書案の作成

システム要求水準の検討を行い、その結果をプロポーザル実施にあたり参加業者に提示する調達仕様書案として取りまとめる。

⑦ システム参考レイアウト図面作成

下記のレイアウト図の作成

- ・ 指令室、機械室及び署所等の参考レイアウト図
- ・ 参考システムネットワーク構成図
- ・ その他必要な図面

⑧ プロポーザル実施要領書案、評価基準書及び仕様書の作成

プロポーザルにおける実施要領書、評価基準及び仕様書について協議を行い作成する。

⑨ 機能実現証明書案の作成

プロポーザルの参加業者に提示し、回答を記入させることを前提とした「機能実現証明書」の素案を作成する。

(3) 業務要件

過去5年間に高機能消防指令センターⅡ型かつ都道府県防災情報システム、または高機能消防指令センターⅢ型に関するシステム設計等のコンサルティング業務（基本設計、実施設計、調達支援等）と同等以上の契約を1回以上締結しており、誠実に履行していること。

6 納品物

本業務における成果物は下記のとおりとし、電子媒体（CD-R）で2部及び紙媒体で2部納入するものとする。

- (1) 要求事項確認書
- (2) 先進技術調査及び有効性評価報告書
- (3) 概算事業費積算書
- (4) システム設置条件書
- (5) システム設置箇所調査報告書
- (6) 調達仕様書案
- (7) システム参考レイアウト図
- (8) 事業費積算書
- (9) プロポーザル実施要領書案、評価基準書案、仕様書案
- (10) 機能実現証明書案
- (11) 打合せ議事録
- (12) その他必要書類

なお、納入期限は、以下のとおりとする。

概算事業費積算書：令和8年9月30日

その他の書類：令和9年1月29日

7 機密保持及び情報セキュリティの確保について

- (1) 受注者は、本業務に関連して知り得た船橋市の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「個人情報の保護に関する法律」、「船橋市個人情報の保護に関する法律施行条例」、「船橋市情報セキュリティ基本方針」及び「船橋市情報セキュリティ対策基準」等に基づいて適切に管理し、期間中はもとより、契約期間後も第三者に漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、発注者の許可なく業務実施場所から個人情報等（機密情報を含む）の情報資産を持ち出してはならない。
- (3) 情報等（機密情報を含む）の情報資産の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

8 疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、対応を決定するものとする。

9 資料の貸与

業務遂行上必要な資料で、市が所有しているものについてはこれを貸与する。

10 支払いについて

受託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に一括して業務委託金を支払う。

11 特記事項

- (1) この仕様書は事業の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載しており、本仕様書に掲載のない事項についても提案を防げるものではない。この事項を踏まえた上で裁量の提案を行うこと、指名業者の決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、契約仕様を決定する。
- (2) 受注者は、契約締結後、速やかに業務契約書、または、それに準ずる業務スケジュールを提出すること。
- (3) 本業務は、第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の許諾を得た場合はその限りではない。
- (4) 本業務の処理により、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者が損害賠償の責任を負うものとする。

12 担当部署

船橋市消防局 指揮指令課

所在地 〒273-0011

船橋市湊町2丁目6番10号

電話 047-435-8634

FAX 047-432-8229

メール sho-shirei@city.funabashi.lg.jp